

菅野小学校「タブレット端末活用のルール」

令和4年

市川市立菅野小学校

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットは皆さんの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じ学習ができると、休校時や家庭学習などに大変役立ちます。

しかし大変便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため「タブレット端末活用のルール」を定めました。皆さんでこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- 学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学校での学習、家庭学習に使ってください。

2 取り扱い上の注意

- タブレットを丁寧に扱きましょう。
使う時だけでなく、持ち運ぶ時にも気をつけましょう。
- タブレットの周りにも気をつけましょう。
タブレットは熱、水分、磁力にもとても弱い精密機器です。飲食をしながらの使用、直射日光が当たる場所での保管は故障の原因になります。また磁力を使ってデータを保存しています。磁石を近づけないでください。

3 学校で使うときは

- 授業中は先生の指示をよく聞いて使います。
- 先生の指示した場所で保管します。

4 家庭で使うときは（4年～6年）

- 健康に気をつけて使しましょう。
使用する時間は保護者とよく話し合い、時間を決めて使います。
- 保護者の目の届くところに置いておきます。
- 家庭で使った後は充電をして学校へ持ってきます。
- 家庭でのインターネットの接続は保護者にやらしてもらおうか、保護者と一緒にやりましょう。

5 トラブルなく安全あんぜんに使用しようするために以下い げのことに気きをつけましょう。

・情報セキュリティ

インターネットには制限せいげんがかけられていますが、もしも不審ふしんなサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ先生や保護者ほごしやに知らせます。

自分のタブレットを他の人に貸したり、使わせたりしません。

アカウントやパスワードなどはほかの人にわからないように各自、各家庭で保管ほかんします。

・個人情報こじんじようほうの取り扱い

写真を撮ったり、音や映像を録音録画ろくおんろくがしたりするときは、相手の許可きよか（肖像権しょうざうけん）を得ます。

自分や他人の個人情報こじんじようほう（名前や住所、電話番号など）、撮影した写真や動画はインターネット上じように絶対ぜつたいにあげません。

・著作権ちやくさくけんについて

他人の作品や表現を尊重そんじゆうし、使用するときには許可きよかを得るようにします。

・人権侵害じんけんしんがいについて

普段の生活と同様に、インターネット上じようでも相手を思いやり、傷つけたり、不快感ふかいかんを与えたりしないようにします。

6 データの保存ほぞん

・タブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画、ソフトなど）は、学習活動がくしゅうかつどうで使用するものを保存ほぞんします。

7 設定せつていの変更へんこう

・タブレットのシステムを調べたり、セキュリティを破やぶったりしません。

・パスワードは、初めに配付されたものを使います。自分で変更へんこうしたり、他人にパスワードを教おしえたりしません。

8 不具合ふぐあいや故障こしょう

・学校で、タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動しても元もとに戻らないときは先生せんせいに知らせます。

・家庭で壊れたり、なくしたりした時は学校に連絡れんらくします。（土日、祝日除く）

・故障こしょうや破損はそんの理由りゆうによっては、修理代や購入費を負担ふたんしてもらう場合があります。

すがのしょうがっこう
菅野 小学校 047-324-5955 (土日・祝日除く)

9 使用しようの制限せいげん

・菅野小学校の「タブレット活用かつようのルール」を確認かくにんして、タブレットを「安心あんしん・安全あんぜん・快適かいてき」に活用かつようしていきましょう。